

## 平成23年度北海道一般会計予算

平成23年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,511,808,973千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		491,922,042
	1 道 民 税	173,609,754
	2 事 業 税	67,627,153
	3 地 方 消 費 税	72,384,051
	4 不 動 産 取 得 税	15,052,238
	5 道 た ば こ 税	13,002,077
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,927,376
	7 自 動 車 取 得 税	9,188,074
	8 軽 油 引 取 税	56,842,231
	9 自 動 車 税	78,983,125
	10 鉦 区 税	37,813
	11 道 固 定 資 産 税	1,080,501

款	項	金額
	12 狩 獵 稅	117,268
	13 核 燃 料 稅	1,390,381
	14 循 環 資 源 利 用 促 進 稅	680,000
2 地 方 消 費 稅 清 算 金		106,160,856
	1 地 方 消 費 稅 清 算 金	106,160,856
3 地 方 讓 与 稅		80,751,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 稅	65,875,000
	2 地 方 揮 發 油 讓 与 稅	13,814,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 稅	954,000
	4 航 空 機 燃 料 讓 与 稅	108,000
4 地 方 特 例 交 付 金		5,745,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	5,745,000
5 地 方 交 付 稅		580,000,000
	1 地 方 交 付 稅	580,000,000

款	項	金 額
6 交通安全対策特別交付金		1,741,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,741,000
7 分担金及び負担金		11,757,540
	1 分 担 金	1,553,460
	2 負 担 金	10,204,080
8 使用料及び手数料		15,184,871
	1 使 用 料	4,806,506
	2 手 数 料	588,223
	3 証 紙 収 入	9,790,142
9 国庫支出金		256,650,748
	1 国庫負担金	104,160,199
	2 国庫補助金	148,321,836
	3 委 託 金	4,168,713
10 財 産 収 入		7,396,124

款	項	金額
	1 財産運用収入	4,708,489
	2 財産売却収入	2,687,635
11 寄附金		8,081
	1 寄附金	8,081
12 繰入金		63,501,893
	1 特別会計繰入金	3,707,527
	2 基金繰入金	59,794,366
13 諸収入		296,624,718
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,799,326
	2 預金利息	62,560
	3 貸付金収入	281,451,676
	4 受託事業収入	2,922,129
	5 収益事業収入	5,939,000
	6 雑収入	4,450,027

款	項	金 額
14 道 債		594,365,100
	1 道 債	594,365,100
歲 入 合 計		2,511,808,973

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,647,733
	1 議 会 費	3,647,733
2 総 務 費		205,481,569
	1 総 務 管 理 費	93,253,037
	2 徴 税 費	83,869,465
	3 学 事 宗 務 費	22,208,524
	4 防 災 費	537,793
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	565,529
	6 危 機 管 理 費	18,470
	7 領 土 復 帰 対 策 費	575,914
	8 会 計 管 理 費	867,822
	9 選 挙 費	2,765,053
10 人 事 委 員 会 費	226,875	

款	項	金額
	11 監査委員費	593,087
3 総合政策費		45,417,481
	1 総合政策管理費	3,754,707
	2 国際交流費	222,310
	3 政策審議費	629
	4 計画推進費	15,186,837
	5 科学IT振興費	16,164,703
	6 新幹線・交通企画費	8,390,811
	7 地域づくり支援費	530,010
	8 地域行政費	1,103,694
	9 地域主権費	63,780
4 環境生活費		6,814,106
	1 環境生活管理費	2,007,254
	2 アイヌ政策推進費	817,975



款	項	金額
	3 環境推進費	642,942
	4 循環型社会推進費	1,392,406
	5 自然環境費	195,547
	6 地球温暖化対策推進費	4,069
	7 くらし安全推進費	369,247
	8 消費者安全費	690,819
	9 道民活動文化振興費	693,847
5 保健福祉費		297,263,030
	1 保健福祉管理費	25,870,597
	2 施設運営指導費	11,160,769
	3 医療業務費	4,507,487
	4 地域医師確保推進費	1,977,951
	5 健康安全費	100,014,280
	6 福祉援護費	20,336,648

款	項	金額
	7 高齢者保健福祉費	65,107,365
	8 障がい者保健福祉費	35,462,380
	9 子ども未来推進費	32,804,236
	10 災害救助費	21,317
6 経 済 費		229,442,784
	1 経 済 管 理 費	4,266,048
	2 観 光 費	244,101
	3 商 工 金 融 費	182,968,023
	4 産 業 振 興 費	400,887
	5 商 業 経 済 交 流 費	103,282
	6 産 業 立 地 費	18,198,487
	7 資 源 エ ネ ル ギ ー 費	2,773,113
	8 雇 用 労 政 費	16,917,794
	9 人 材 育 成 費	3,143,809

款	項	金 額
	10 勞 働 委 員 会 費	427, 240
7 農 政 費		82, 146, 615
	1 農 政 管 理 費	9, 643, 082
	2 食 品 政 策 費	2, 888, 225
	3 農 産 振 興 費	888, 442
	4 畜 産 振 興 費	2, 286, 867
	5 技 術 普 及 費	115, 132
	6 農 業 経 営 費	1, 632, 166
	7 農 業 支 援 費	912, 744
	8 農 地 調 整 費	1, 473, 096
	9 農 村 設 計 費	24, 060, 902
	10 農 業 農 村 整 備 事 業 費	37, 197, 010
	11 農 業 施 設 管 理 費	869, 343
	12 農 村 計 画 費	179, 606

款	項	金 額
8 水 產 林 務 費		52,135,822
	1 水 產 林 務 管 理 費	7,504,846
	2 水 產 經 營 費	1,664,487
	3 水 產 振 興 費	176,989
	4 漁 港 漁 村 費	18,256,858
	5 漁 業 管 理 費	773,241
	6 林 業 木 材 費	4,236,814
	7 森 林 計 画 費	1,414,194
	8 森 林 整 備 費	7,943,965
	9 治 山 費	8,215,696
	10 森 林 活 用 費	281,620
	11 道 有 林 費	1,667,112
9 建 設 費		213,883,733
	1 建 設 管 理 費	64,940,510

款	項	金額
	2 空 港 港 湾 費	5,326,562
	3 道 路 橋 り ょ う 費	71,933,932
	4 河 川 費	39,445,560
	5 砂 防 海 岸 費	14,950,301
	6 ま ち づ くり 推 進 費	117,503
	7 都 市 環 境 費	15,038,033
	8 公 園 下 水 道 費	1,426,438
	9 建 築 指 導 費	646,272
	10 住 宅 費	42,123
	11 営 繕 費	16,499
10 警 察 費		119,989,163
	1 警 察 管 理 費	116,014,391
	2 警 察 活 動 費	2,305,454
	3 交 通 安 全 施 設 費	1,669,318

款	項	金額
11	教育費	456,576,227
	1 教育総務費	20,072,780
	2 小学校費	179,758,912
	3 中学校費	111,079,129
	4 高等学校費	98,477,308
	5 特別支援学校費	43,111,094
	6 学校教育費	1,012,315
	7 社会教育費	1,891,713
	8 保健体育費	1,172,976
12	災害復旧費	2,488,504
	1 農地開発施設災害復旧費	417,010
	2 水産林業施設災害復旧費	716,124
	3 土木施設災害復旧費	1,355,370
13	公債費	719,159,436

款	項	金 額
	1 公 債 費	719,159,436
14 諸 支 出 金		77,162,770
	1 線 出 金	4,389,942
	2 諸 費	72,772,828
15 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歲 出 合 計		2,511,808,973

第 2 表		債 務 負 担 行 為	
		(その 1)	(単位 千円)
事 項	期 間	限 度 額	
北海道総合行政情報ネットワーク改修工事に関する債務負担行為	平成23年度から平成24年度まで	1,169,122	
平成23年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成23年度から平成35年度まで	230,000	
平成23年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成23年度から平成24年度まで	536,845	
平成23年度畜産振興総合対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成23年度から平成27年度まで	1,224	
平成23年度農地保有合理化促進事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成23年度から平成34年度まで	13,333,602	
平成23年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成23年度から平成39年度まで	33,349	
平成23年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成23年度から平成43年度まで	44,911	
平成23年度農業経営基盤強化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成23年度から平成29年度まで	126,922	
国営土地改良事業（平成22年度事業完了分）の道負担金に関する債務負担行為	平成23年度から平成35年度まで	2,310,230	
平成23年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成23年度から平成44年度まで	327,740	
平成23年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成23年度から平成27年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 4,682,000千円 以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について	



事 項	期 間	限 度 額
		年6%以内の額 借入資金に係る利 子について 国庫債務負担行 為による用地の 先行取得に係る 限度利率の半年 複利以内の額 の合計額
道道知床公園羅臼線トンネル工事に関する債務負担 行為	平成23年度から平成25年度まで	2,670,000
厚幌ダム付替道路工事に関する債務負担行為	平成23年度から平成24年度まで	900,000
平成23年度における地方債証券の共同発行によって 生ずる連帯債務に関する債務負担行為	平成23年度から平成33年度まで	元金について 1,456,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

第 3 表				
地 方 債				
(単位 千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学 整備費	982,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
退職手当	20,000,000	同上	10%以内	同上
道州制北海道 地域連携モデル 事業費	6,298,200	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合行政情報ネット ワーク施設整備費	1,170,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線 鉄道整備 事業費	7,413,000	同上	10%以内	同上
社会福祉 施設整備 費	2,029,000	同上	10%以内	同上
土地改良 事業費	6,641,000	同上	10%以内	同上
農用地造成 費	1,148,000	同上	10%以内	同上
農地防災 費	1,103,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村総合整備費 農事業	403,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農道等整備費 農事業	642,000	同上	10%以内	同上
農道整備費 農特事	352,000	同上	10%以内	同上
直轄土地改良費 事業	43,000	同上	10%以内	同上
水産基盤費 整備	6,405,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸費 漁保全	540,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸整備費 漁保全施設事業 特別対策	115,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	335,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	4,420,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設整備費 治山事業 特別対策	681,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	1,769,900	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄空港整備費	204,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
空港整備費	353,000	同上	10%以内	同上
直轄道路費	8,084,000	同上	10%以内	同上
道路維持費	2,366,000	同上	10%以内	同上
道路新設費	3,843,000	同上	10%以内	同上
積雪寒冷対策費	540,000	同上	10%以内	同上
市町村道路費	95,000	同上	10%以内	同上
臨時道路整備対策費	18,365,000	同上	10%以内	同上
みどりの道づくり特別費	28,000	同上	10%以内	同上
直轄河川費	5,225,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	8,943,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備対策費	1,992,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	2,557,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄砂防費	460,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
砂防費	5,290,000	同上	10%以内	同上
臨時砂防施設整備事業	534,000	同上	10%以内	同上
災害関連費	5,000	同上	10%以内	同上
海岸保全費	1,217,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全施設整備事業	609,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	3,121,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備事業	3,008,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	379,000	同上	10%以内	同上
地方道路整備金	2,465,000	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め20年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
交通安全施設整備費	341,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等整備費	299,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
高等学校費 施設整備費	1,199,000	同上	10%以内	同上
特別支援学校費 施設整備費	792,000	同上	10%以内	同上
耕地災害費 復旧	61,000	同上	10%以内	同上
漁港災害費 復旧	48,000	同上	10%以内	同上
林道災害費 復旧	6,000	同上	10%以内	同上
治山災害費 復旧	141,000	同上	10%以内	同上
土木災害費 復旧	305,000	同上	10%以内	同上
借換債	279,000,000	同上	10%以内	同上
臨時財政債	180,000,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上
合計	594,365,100			

## 平成23年度北海道公債管理特別会計予算

平成23年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ451,497,962千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		544,125
	1 財 産 運 用 収 入	544,125
2 繰 入 金		450,953,837
	1 一 般 会 計 繰 入 金	356,621,793
	2 基 金 繰 入 金	94,332,044
歳 入 合 計		451,497,962



歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		451,497,962	
	1 公 債 費	451,497,962	
歳 出 合 計			451,497,962

平成23年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成23年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,257,228千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		132,074
	1 一 般 会 計 繰 入 金	132,074
2 繰 越 金		2,700
	1 繰 越 金	2,700
3 諸 収 入		873,454
	1 貸 付 金 収 入	757,872
	2 雑 入	115,582
4 道 債		249,000
	1 道 債	249,000
歳 入 合 計		1,257,228

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,257,228	
	1 母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,257,228	
歳 出 合 計			1,257,228

第 2 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	249,000	国庫からの借入れによる。	0	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

## 平成23年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

平成23年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,629,989千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		28,062
	1 一 般 会 計 繰 入 金	28,062
2 諸 収 入		2,534,647
	1 貸 付 金 収 入	2,207,647
	2 雑 入	327,000
3 道 債		67,280
	1 道 債	67,280
歳 入 合 計		2,629,989

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業近代化資金 貸付事業費		453,032	
	1 中小企業近代化資金 貸付事業費	453,032	
2 公 債 費		1,567,393	
	1 公 債 費	1,567,393	
3 諸 支 出 金		609,564	
	1 繰 出 金	609,564	
歳 出 合 計		2,629,989	



第 2 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	67,280	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.35%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

## 平成23年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

平成23年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ399,198千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		70,762
	1 財 産 運 用 収 入	2,762
	2 財 産 売 払 収 入	68,000
2 繰 入 金		890
	1 基 金 繰 入 金	890
3 諸 収 入		327,546
	1 一 般 会 計 借 入 金	327,546
歳 入	合 計	399,198

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		399,198	
	1 公 債 費	399,198	
歳 出 合 計			399,198

## 平成23年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

平成23年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ367,501千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		44,790
	1 財 産 運 用 収 入	3,500
	2 財 産 売 払 収 入	41,290
2 繰 入 金		4,360
	1 基 金 繰 入 金	4,360
3 諸 収 入		318,351
	1 一 般 会 計 借 入 金	318,351
歳 入 合 計		367,501

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		367,501	
	1 公 債 費	367,501	
歳 出 合 計			367,501

## 平成23年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算

平成23年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1,377,275千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。



第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		53,598
	1 一 般 会 計 繰 入 金	53,598
2 繰 越 金		202,832
	1 繰 越 金	202,832
3 諸 収 入		1,023,613
	1 貸 付 金 収 入	1,023,499
	2 雑 入	114
4 道 債		97,232
	1 道 債	97,232
歳 入 合 計		1,377,275

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費		498,982	
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費	498,982	
2 公 債 費		175,674	
	1 公 債 費	175,674	
3 諸 支 出 金		702,619	
	1 繰 出 金	296,713	
	2 諸 費	405,906	
歳 出 合 計		1,377,275	

第 2 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金 貸付事業費	97,232	国庫からの借入れ による。	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。

平成23年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成23年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ177,809千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,789
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,789
2 繰 越 金		103,457
	1 繰 越 金	103,457
3 諸 収 入		71,563
	1 貸 付 金 収 入	71,553
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		177,809

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	177,809	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	177,809	
歳 出 合 計		177,809	

平成23年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成23年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ228,903千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,863
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,863
2 繰 越 金		120,030
	1 繰 越 金	120,030
3 諸 収 入		105,010
	1 貸 付 金 収 入	105,000
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		228,903



歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	228,903	
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	228,903	
歳 出 合 計			228,903

## 平成23年度北海道公共下水道事業特別会計予算

平成23年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ908,372千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		313,025
	1 使用料	313,025
2 国庫支出金		42,200
	1 国庫補助金	42,200
3 繰入金		123,085
	1 一般会計繰入金	123,085
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		180,962
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 一般会計借入金	153,281
	3 雑収入	27,671

款	項	金 額
6 道 債		249,000
	1 道 債	249,000
歲 入 合 計		908,372

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公共下水道事業費		395,898	
	1 公共下水道事業費	395,898	
2 公 債 費		508,795	
	1 公 債 費	508,795	
3 諸 支 出 金		3,679	
	1 繰 出 金	3,479	
	2 諸 費	200	
歳 出 合 計		908,372	

第 2 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定公共下水道費	249,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

## 平成23年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成23年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,155,842千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		469,120
	1 負担金	469,120
2 国庫支出金		1,090,000
	1 国庫補助金	1,090,000
3 繰入金		1,495,286
	1 一般会計繰入金	1,495,286
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		6,536
	1 雑収入	6,536
6 道債		1,094,800
	1 道債	1,094,800



款	項	金 額
歲	入 合 計	4,155,842

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 流域下水道事業費		1,992,372	
	1 流域下水道事業費	1,992,372	
2 公 債 費		2,147,926	
	1 公 債 費	2,147,926	
3 諸 支 出 金		15,544	
	1 繰 出 金	13,544	
	2 諸 費	2,000	
歳 出 合 計		4,155,842	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成23年度流域下水道事業に関する債務負担行為	平成23年度から平成24年度まで	144,000

第 3 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	1,094,800	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

## 平成23年度北海道営住宅事業特別会計予算

平成23年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,059,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,500,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,677,561
	1 使用料	5,677,561
2 国庫支出金		3,359,427
	1 国庫補助金	3,359,427
3 財産収入		330,800
	1 財産運用収入	21,843
	2 財産売却収入	308,957
4 繰入金		2,614,539
	1 一般会計繰入金	2,492,919
	2 基金繰入金	121,620
5 繰越金		100
	1 繰越金	100

款	項	金額
6 諸 収 入		2,252,180
	1 一 般 会 計 借 入 金	2,095,335
	2 雑 入	156,845
7 道 債		3,825,000
	1 道 債	3,825,000
歳 入 合 計		18,059,607

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		8,310,830	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	8,310,830	
2 公 債 費		8,687,758	
	1 公 債 費	8,687,758	
3 諸 支 出 金		1,061,019	
	1 繰 出 金	1,061,009	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		18,059,607	



第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成23年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	平成23年度から平成24年度まで	4,598,000

第 3 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	3,825,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成23年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

平成23年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,354,860千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		30,536
	1 財 産 運 用 収 入	30,536
2 繰 入 金		954,445
	1 一 般 会 計 繰 入 金	58,266
	2 基 金 繰 入 金	896,179
3 諸 収 入		57,369,879
	1 一 般 会 計 借 入 金	28,111,000
	2 貸 付 金 収 入	29,258,879
歳 入 合 計		58,354,860

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	28,111,000	
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	28,111,000
2	公 債 費	30,243,860	
	1	公 債 費	30,243,860
歳 出 合 計		58,354,860	

## 平成23年度北海道地方競馬特別会計予算

平成23年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,281,372千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,400,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,399
	1 手 数 料	5,399
2 寄 附 金		41,664
	1 寄 附 金	41,664
3 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
4 諸 収 入		13,234,299
	1 収 益 事 業 収 入	11,263,758
	2 雑 収 入	1,970,541
歳 入 合 計		13,281,372

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		13,277,429	
	1 競 馬 総 務 費	19,551	
	2 競 馬 開 催 費	13,257,878	
2 諸 支 出 金		3,943	
	1 繰 出 金	3,943	
歳 出 合 計		13,281,372	



## 平成23年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	7 病院
(2) 病 床 数	1,076 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	243,390 人
外 来	294,996 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	665 人
外 来	1,209 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	15,914,517 千円
第1項 医業収益	8,976,359 千円
第2項 医業外収益	6,931,158 千円
第3項 特別利益	7,000 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	18,601,751 千円
第1項 医業費用	14,589,909 千円
第2項 医業外費用	2,614,577 千円
第3項 特別損失	1,397,265 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額520,409千円は、当年度分損益勘定留保資金520,409千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的 収入	1,493,776 千円
第1項 企 業 債	105,000 千円
第2項 他 会 計 負 担 金	1,388,776 千円
支 出	
第1款 資本的 支出	2,014,185 千円
第1項 建 設 改 良 費	165,816 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,848,369 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 建 設 事 業	千円 105,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 9,031,498 千円
- (2) 交 際 費 40 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,898,617千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	紋別病院用地 紋別市	21,466.67平方メートル	譲 与
	建 物	紋別病院庁舎 紋別市	10,655.59平方メートル	
		職 員 公 宅 紋別市	323.86平方メートル	
	建物附属設備	自家発電設備 紋別市	1 式	

平成23年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 282,399,000 キロワット時

(2) 主要な建設改良事業

スーパーパロ発電所建設事業 1,069,422 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	3,263,579 千円
第1項 営業収益	3,129,986 千円
第2項 財務収益	1,786 千円
第3項 営業外収益	9 千円
第4項 特別利益	131,798 千円
支 出	
第1款 電気事業費用	2,476,231 千円
第1項 営業費用	1,901,857 千円
第2項 財務費用	477,243 千円
第3項 営業外費用	74,236 千円
第4項 特別損失	22,895 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,611,014千円は、過年度分損益勘定留保資金943,059千円、当年度分損益勘定留保資金620,196千円及び当年度資本的収支調整額47,759千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	695,308 千円
第1項 企業債	570,000 千円
第2項 補助金	102,268 千円
第3項 固定資産売却代金	23,040 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,306,322 千円
第1項 建設改良費	1,090,891 千円
第2項 企業債償還金	1,215,431 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成23年度シューパーロ発電所建設事業に関する債務負担行為	平成23年度から 平成25年度まで	千円 855,772

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
シューパーロ発電所建設事業	千円 570,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	516,273 千円
(2) 交際費	195 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,363千円と定める。

## 平成23年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	73	箇所
(2) 年間総給水量	91,286,910	立方メートル
(3) 一日平均給水量	250,101	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	10,370	千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	629,035	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、一般会計から長期借入金103,511千円を借りれる。

収		入
第1款 工業用水道事業	収益	2,056,111 千円
第1項 営業	収益	1,879,785 千円
第2項 営業外	収益	176,326 千円
支		出
第1款 工業用水道事業	費用	2,088,423 千円
第1項 営業	費用	1,575,963 千円
第2項 営業外	費用	512,460 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額773,160千円は、過年度分損益勘定留保資金218,866千円、当年度分損益勘定留保資金528,822千円及び当年度資本的収支調整額25,472千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,981,556 千円
第1項 企業債	826,725 千円
第2項 補助金	1,844,309 千円
第3項 補償金	300,000 千円
第4項 他会計からの出資金	9,877 千円
第5項 他会計からの長期借入金	645 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,754,716 千円
第1項 建設改良費	680,617 千円
第2項 企業債償還金	2,975,999 千円
第3項 返還金	98,100 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
苦小牧地区 工業用水道 改修事業	千円 625,100	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	201,625	同上	10%以内	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,030,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	305,715 千円
(2) 交際費	105 千円